

令和8年3月13日 熊本地方裁判所刑事部宣告

令和7年(わ)第487号 贈賄被告事件

判 決

主 文

被告人を懲役10月に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、熊本県a町等において土木工事業等の事業を営む株式会社A代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、Bは、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間、同町建設課長並びに同町建設業者及び委託業者指名推薦審査会を組織する指名推薦審査委員として指名競争入札に参加する建設業者の選定等の職務に従事していたものであるが、被告人は、同町が発注する土木工事等の指名競争入札に参加する建設業者に同町建設業協会に所属する同社等9社を選定し、かつ、同社等9社以外を選定しなかったこと及び指名競争入札の指名通知前に発注時期等の教示を受けたことに対する謝礼並びに今後も有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、別表【掲載省略】記載のとおり、令和5年6月16日から令和6年12月17日までの間、22回にわたり、大分市b町c丁目d番e号fビル1階「g」ほか16か所において、前記Bに対し、飲食代金合計44万3644円相当の財産上の利益の供与をするとともに、7回にわたり、大分市b町c丁目h番i号「j」ほか1か所において、前記Bに対し、宿泊代金合計7万4490円相当の財産上の利益の供与をし、もって前記Bの職務に関し、賄賂を供与したものである。

(量刑の理由)

本件は、当時のa町建設課長に対する贈賄の事案である。同課長の旧来の知人であり、同町内で土木工事業等の事業を営む会社の代表取締役であった被告人は、同

課長に対し、他の町内業者の意向も踏まえ自社を含む町内業者のみを指名競争入札に参加させる体制を維持することを要望したほか、同課長から指名競争入札の指名通知前に発注時期等の教示を受けるなどの便宜を受けていたところ、その謝礼等の趣旨で、約1年6か月もの期間にわたり県内外の飲食店等で同課長の接待を続け、合計51万8134円と少額とはいえ財産上の利益を供与したものであり、本件犯行は、町の公共工事に関する職務の公正及びこれに対する社会の信頼を損なったものといえる。

以上によれば被告人の刑事責任を軽視することはできないが、被告人は公判廷において事実を認め、代表取締役を辞するなどして反省の態度を示している。また、被告人に前科前歴はない。これらの点も考慮し、主文の懲役刑を定めた上、その刑の執行を猶予することとした。

(求刑：懲役10月)

令和8年3月13日

熊本地方裁判所刑事部

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 中 | 田 | 幹 | 人 |
| 裁判官 | 鈴 | 木 | 和 | 彦 |
| 裁判官 | 若 | 松 | 亮 | 太 |